

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道弟子屈町

(令和5年 4月18日変更)

弟子屈町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 北海道弟子屈町役場農林課農政係
所在地 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
電話番号 015-482-2936
FAX番号 015-482-2999
メールアドレス nourin@town. teshikaga. hokkaido. jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ウサギ、ノイヌ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト）、タンチョウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道弟子屈町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	馬鈴しょ	11.15ha、4,965千円
	てん菜	8.35ha、5,824千円
	小麦	6.10ha、1,235千円
	牧草	257.30ha、58,567千円
	デントコーン	19.12ha、9,166千円
	スイートコーン	0.00ha、0千円
	その他農作物（種芋）	0.75ha、2,503千円
ヒグマ	馬鈴しょ、てん菜、小麦、牧草、デントコーン	1,75ha、300千円
		2,900千円
キツネ	てん菜、デントコーン、スイートコーン、配合飼料、成牛、子牛	調査中
タヌキ	てん菜、デントコーン、スイートコーン、配合飼料、成牛、子牛	調査中
ウサギ	てん菜	2,000千円
ノイヌ	調査中	調査中
カラス類・ハト類	調査中	調査中
タンチョウ	調査中	調査中

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

エゾシカによる被害は弟子屈町全域に見られ、特に春と秋に多く発生している。弟子屈町の農業は酪農が主体で、比較的気象条件の良い北部では、酪農のほかに畑作農業を展開しているが、牧草に比べて畑作物の被害単価が高いため、北部での農業被害が目立っていた。地勢的にも農村地域のほとんどが国有林をはじめとする山林に囲まれ、エゾシカの生息区域と隣接している状況にある。

これらに対処するため、平成4年度から、町・農業協同組合・農業改良普及センターなど関係機関と酪農家・畑作農家の生産者団体からなる「弟子屈町鳥獣被害対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、検討を重ねてきた。

エゾシカの捕獲については、平成4年から捕獲を開始し、平成28年度から令和2年度の過去5年間に、平均1,000頭前後のエゾシカを捕獲してきた。しかし、近年の高齢化による捕獲従事者の減少や農業を営む捕獲従事者のフェードアウトの意向もあり、活動が縮小傾向に

ある。新規捕獲従事者の確保や特定非営利活動法人摩周、屈斜路エゾ鹿有効活用機構（以下「エゾ鹿機構」という。）の当協議会の加入を進めるも機動力の低下による捕獲頭数の減少と被害額の増加が予想される。

ハード面では、弟子屈町の西部から北部にかけての農村部と山林との間に約120kmもの鹿侵入防止柵を設置した結果、当該地域の農業被害は大きく減少した。しかしながら、鹿柵が未整備の地域もまだ多く、当該地域におけるエゾシカ被害の減少に一定の効果があったものの令和2年度の農作物被害金額は、103,788千円と非常に大きい。

【ヒグマ】

ヒグマは町内の全ての地域で出没情報が寄せられ、特に北部での目撃件数が多い。農業被害は、山辺の農地で食害が見られ、令和2年度は2,900千円の被害が報告されているため、はこわなを設置し対応している。

また、近隣市町村では家畜への被害も発生しており、人身への被害も懸念される。

【キツネ】

キツネは町内の全ての地域で出没しており、1年を通して農作物や畜舎内外の配合飼料、サイレージの被覆シートへの被害がある。また、キツネを介しヨーネ病やサルモネラ症等の家畜伝染病の感染が懸念されるほか、家畜への攻撃によるケガやストレスも含めて被害額を調査している。

【タヌキ】

タヌキは町内の全ての地域で出没しており、1年を通して農作物や畜舎内外の配合飼料、サイレージの被覆シートへの被害がある。また、農業施設周辺の徘徊や畜舎への侵入により家畜伝染病の媒介役としても懸念されており、被害額を調査している。

【ウサギ】

ウサギは町内の全ての地域で出没しているが、特に川湯、屈斜路地区におけるてん菜の食害が多く、令和2年度は2,000千円の被害が報告されている。

【ノイヌ】

ノイヌは町内全域で度々出没しており、農業施設周辺の徘徊や畜舎への侵入など、家畜伝染病の媒介役などで懸念されており、被害額を調査している。

【カラス類・ハト類】

カラス類・ハト類については、全町的に生息しており、1年を通して農作物や畜舎内外の配合肥料への被害のほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介役などで懸念される。また、カラス類については、子牛・親牛の乳房、陰部等への攻撃により損傷があり、被害額を調査している。

【タンチョウ】

タンチョウについては、国の特別天然記念物だが、近年被害報告が寄せられており、発芽したデントコーン苗、サイレージの被覆シートへの被害があることから被害額を調査している。

（3）被害の軽減目標

指標(被害面積・被害額)	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	259.09ha・103,788千円	181.36ha・72,651千円	30%減・30%減
ヒグマ	2,900千円	2,030千円	30%減
キツネ	調査中	毎年度比10%減	数値の把握
タヌキ	調査中	毎年度比10%減	数値の把握
ウサギ	2,000千円	毎年度比10%減	数値の把握

ノイヌ	調査中	毎年度比10%減	数値の把握
カラス類・ハト類	調査中	毎年度比10%減	数値の把握
タンチョウ	調査中	毎年度比10%減	数値の把握

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカについては、協議会と北海道猟友会弟子屈支部（以下「猟友会」という。）が連携の上、捕獲体制を構築し捕獲をしている。また、捕獲に対し奨励金を交付している。</p> <p>ヒグマについては、道の捕獲許可を受けてはこわなを設置した捕獲も実施している。</p> <p>その他の対象鳥獣については、猟友会に捕獲を要請し実施している。</p> <p>対象鳥獣の駆除については、主に銃器（ライフル・散弾銃）を用いて実施している。</p> <p>また、捕獲した鳥獣の処理方法は、捕獲後廃棄物として適正に処理している。エゾシカの一部は食肉加工場（民間）にて食肉としての利活用をしている。また、ヒグマについては、一部検体を研究機関に提供している。</p> <p>対象鳥獣の捕獲手段については平成25年度鳥獣被害防止総合対策補助金で購入したくくり罠とはこわなを活用し、対象鳥獣の捕獲数の増加及び被害の減少に一定の効果を発揮している。</p>	<p>エゾシカの捕獲に対する奨励金について、町とJAなどが協議会に経費を負担しているが、それぞれ厳しい財政状況の中で負担は小さくない。</p> <p>有害鳥獣の捕獲に携わる狩猟者も、新規参入者が少なく、高齢化が進み、機動力の低下が懸念されている。担い手対策として、狩猟者の負担軽減についての検討も必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成4・5年度先進的農業総合推進対策事業、平成10年度農業生産体制強化総合推進対策事業により、屈斜路・川湯地区の各圃場を囲む形で電気牧柵を設置。</p> <p>また、平成10年度道営畠地帯総合整備事業(緊急整備)、平成15・16年度道営中山間地域総合整備事業、平成22年度道営畠地帯総合整備事業により、屈斜路地区、奥春別～札友内～美留和地区、川湯地区に約120kmの鹿侵入防止柵を設置。地区毎に鹿柵管理組合を組織化し、管理や補修などにあたっている。</p>	<p>電気牧柵は、降雪前に撤去し、融雪後に設置する必要があり、また漏電防止のため下草刈りをしなければならないなど、手間がかかり、疎かにすると、エゾシカ侵入防止の効果が小さくなる。</p> <p>鹿柵は電気牧柵に比べて頑強であるが、積雪時に適切に保守管理しなければ網が破損してしまい、エゾシカ侵入を防ぐ効果が小さくなる。</p>
生息環境管理・その他 の取組	特になし	

(5) 今後の取組方針

令和2年度のエゾシカによる農作物被害状況は、103,788千円、250.09haと、過去最高となっており、依然として増加傾向にある。近年の農業経営を取り巻く厳しい情勢や天候不順による収量の減産等を考慮すると、より一層の被害対策強化が求められる。このような状況を踏まえ、弟子屈町では鳥獣被害の軽減目標を達成するため、既存の鹿柵の維持補修や未整備地区での新たな鹿柵整備について検討を図るとともに、協議会と猟友会及びエゾ鹿機構と連携を密にして、より一層計画的なエゾシカの捕獲を実施していくものである。

また、くくりわなの狩猟免許を農業経営者自ら取得してもらい、農地の自主防衛に努めていただくよう取り組んでいきたい。

ヒグマについては、農作物被害や人、家畜に危険を及ぼす恐れのある場合について、猟友会と連携を密にして、捕獲を実施していく。また、弟子屈町ヒグマ対策協議会とも連携を図る。

また、キツネ、タヌキ、ウサギ、ノイヌ、カラス類、ハト類については、はこわななどによる捕獲、防鳥ネットの整備や地域に適した防除技術等の導入を検討し、農業被害の拡大防止、被害の減少を図っていく。

タンチョウについては国の天然記念物であり、捕獲での対策は取れないが、侵入防止柵や追い払いなど農地所有者及び関係機関の連携のもと、農業被害の拡大防止、被害の減少を図っていく。

これまで他の市町村との連携が十分ではなかったが、今後は釧路管内や山間部で隣接しているオホーツク管内の近隣市町村等と協同での捕獲活動も含めた連携を深める。

担い手の減少・高齢化等により捕獲頭数の横ばい傾向が続いているが、例えばICT機器やGISを活用した生息状況調査といった、効率的な捕獲を推進するための取り組みを検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行う。また、猟友会及びエゾ鹿機構並びに近隣市町村捕獲従事者と連携し効果的な有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ウサギ、ノイヌ、カラス類、ハト類	農業被害の現状に即した捕獲体制を図り、農業関係との連携強化につとめる。また、狩猟者の担い手対策を図るために、一層の普及活動に取り組む。
令和5年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ウサギ、ノイヌ、カラス類、ハト類	農業被害の現状に即した捕獲体制を図り、農業関係との連携強化につとめる。また、狩猟者の担い手対策を図るために、一層の普及活動に取り組む。
令和6年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ウサギ、ノイヌ、カラス類、ハト類	前年度までの取り組み内容を点検し、農業被害削減に向けて、農業関係との一層の連携強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【エゾシカ】

エゾシカ捕獲頭数は、平成30年度が1,079頭、令和元年度926頭、令和2年度1,234頭と推移し、捕獲頭数は横ばい傾向である。これに対し近年の農作物の被害金額は、増加傾向にある。原因として考えられるのは機動力の低下であり、エゾシカの出没数にも大幅な減少が見られないことから、捕獲頭数は捕獲実績を勘案し計画する。

【ヒグマ】

平成30年度3頭、令和元年度8頭、令和2年度4頭の捕獲実績を勘案し計画する。

【キツネ】

平成30年度16頭、令和元年度16頭、令和2年度10頭の捕獲実績を勘案し計画する。

【タヌキ】

平成30年度0頭、令和元年度4頭、令和2年度8頭の捕獲実績を勘案し計画する。

【ウサギ】

令和2年度5件の被害通報を勘案し計画する。

【ノイヌ】

平成30年度0頭、令和元年度0頭、令和2年度0頭の捕獲実績を勘案し計画する。

【カラス類・ハト類】

平成30年度430羽、令和元年度299羽、令和2年度232羽の捕獲実績を勘案し計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	1,400頭	1,400頭	1,400頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
ウサギ	20羽	20羽	20羽
ノイヌ	1頭	1頭	1頭
カラス類・ハト類	500羽	500羽	500羽

捕獲等の取組内容
【エゾシカ】
銃器及びくくりわなによる捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、積極的に捕獲を行う。具体的な捕獲時期は、雪解けとなる4月上旬から農作物の収穫時期となる10月下旬までとする。捕獲場所については、山間部に隣接する農村地域を主に、全町を範囲とする。
【ヒグマ】
銃器、はこわなを使用し、農作物被害や人、家畜に危険を及ぼす恐れのある場合について、捕獲を行うとともに、近隣市町村や弟子屈町ヒグマ対策協議会との連携による捕獲も行う。
【キツネ】
銃器及びはこわなによる捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、捕獲を行う。
【タヌキ】
銃器及びはこわなによる捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、捕獲を行う。
【ウサギ】
銃器及びはこわなによる捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、捕獲を行う。
【ノイヌ、ハト類】
銃器による捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、捕獲を行う。
【カラス類】
銃器による捕獲を基本とし、狩猟期間中を除き、捕獲を行う。 特に家畜に被害を及ぼす恐れが強い場合について、大型のはこわなによる捕獲方法を導入し、捕獲体制を強化する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカは体格が大きく、警戒心が強いため、射程距離が長く殺傷力のあるライフル銃による捕獲が必要となる。
捕獲実施は、4月から10月下旬の弟子屈町全域を対象とする有害駆除を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
弟子屈町全域	タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
整備計画なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
整備計画なし			

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

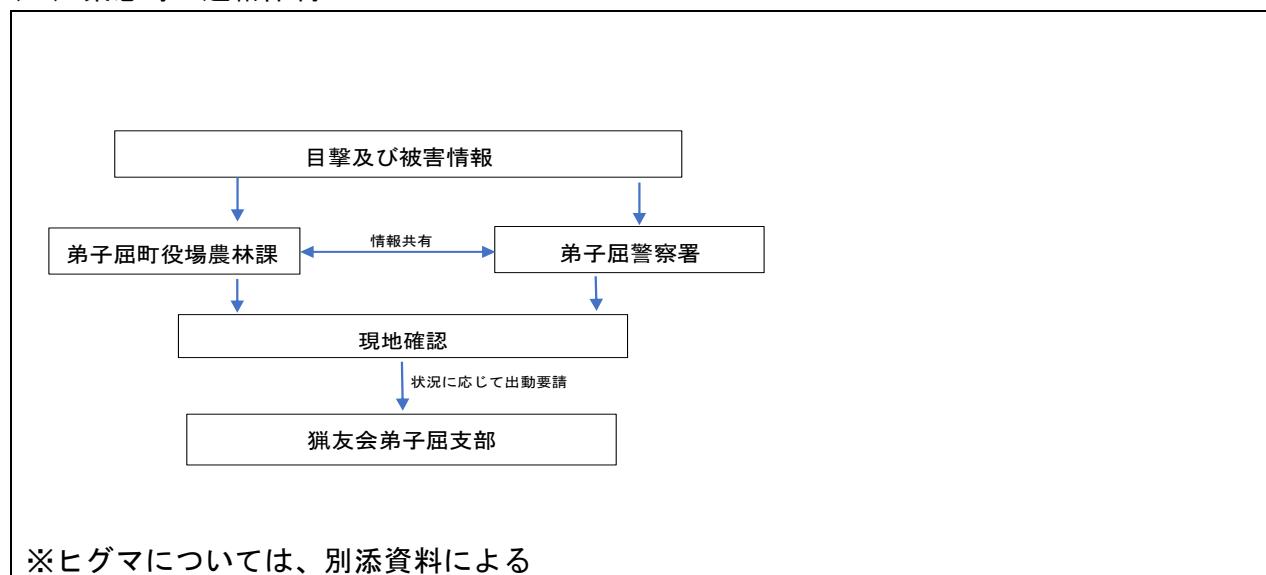
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ノイヌ、カラス類、ハト類、タンチョウ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯や防鳥ネットの整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和5年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ノイヌ、カラス類、ハト類、タンチョウ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯や防鳥ネットの整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和6年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、ウサギ、ノイヌ、カラス類、ハト類、タンチョウ	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯や防鳥ネットの整備、追い払い活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
弟子屈町	事務局を担当、関係機関との連絡調整、情報収集及び被害調査、町民への注意喚起と安全確保を行う。
北海道猟友会弟子屈支部	対象鳥獣の捕獲を実施する。
北海道釧路方面弟子屈警察署	関係機関との連絡調整、情報収集及び被害調査、町民への注意喚起及び安全確保を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに廃棄物として適正に処理することとする。また、食用としての利活用については、食肉加工場（民間）など各捕獲者が適切に処理することとし、皮なども有効活用を図る。また、ヒグマについては、研究機関へ検体を提供する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカは各捕獲者の自家消費又は処理加工所へ持ち込み、食肉として利用する。
ペットフード	エゾシカは各捕獲者が処理加工所に持ち込み、ペットフードとして利用する。
皮革	民間における利活用を期待したい。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌等、学術研究等)	民間における利活用を期待したい。

(2) 処理加工施設の取組

エゾシカについては、一部の捕獲者が町外の処理加工施設に運搬しているものの、高齢化が進む捕獲者にとって運搬等にかかる負担が大きく、町内に処理加工施設が設置されることを望む意見もあることから、施設内容についての調査・検討を進めていく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	弟子屈町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
弟子屈町	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び立案を行う。
摩周湖農業協同組合	各農家からの被害状況取りまとめ及び営農指導、情報提供などをを行う。
弟子屈町農業委員会	営農指導、情報提供などをを行う。
釧路農業改良普及センター	
ホクレン中斜里製糖工場	
雪印乳業株式会社磯分内工場	営農指導、情報提供などをを行う。
北海道ひがし農業共済組合釧路中部事業センター弟子屈家畜診療所	
北海道獣友会弟子屈支部	
特定非営利活動法人摩周、屈斜路エゾ鹿	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。

有効活用機構	
摩周湖農協畑作振興会	
弟子屈町酪農振興会連合会	
北海道中山間地域等直接支払制度弟子屈町弟子屈集落	農業者の見地から情報提供、対策検討を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道	鳥獣被害防止に関する情報提供、広域的な調整を行う。
標茶町・厚岸町・鶴居村	ヒグマに関する情報を共有するとともに、必要に応じて互いに連携し捕獲を実施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

弟子屈町鳥獣被害対策実施隊の隊員については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第3項第2号に規定する者とする。隊員は対象鳥獣の捕獲等に関する業務を行い、当計画に基づく被害防止策を適切に遂行するものとする。

鳥獣被害対策実施隊 平成25年9月17日設置（要綱による）

実施隊員：26名（令和3年度）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現時点で具体的な予定はないが、都度被害状況に応じ、適切な実施体制が図られるよう取り組むこととする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生動物の保護など自然環境面での観点と、農林業被害対策としての有害鳥獣捕獲の観点では、時として意見の相違が見受けられる。また、捕獲や一般狩猟においても農林漁業者や入林者などへの事故防止を図ることが重要である。

よって当該施策の実施には、関係機関や地域住民など相互理解のもと尊重しながら柔軟に取り組むこととする。